

## 評価シート記入上の留意点

- 評価は、条文ごとではなく、評価項目ごとに行ってください。ただし、評価理由については、条文ごと（条ごと（必要に応じて項、号ごと））に記入してください。
  
- 評価において、京都市会の決まりごとや他の条例に規定していることのみを定めている条文など、評価をすることができない条文については、条文改正の必要性の有無についてのみ検討のうえ、「条文改正の必要性」欄に必要な記入をしてください。  
なお、評価をすることができない条文については、評価シート上で網掛けにしています。  
また、評価項目「議員の定数及び議員報酬等」の評価シート（A）については、いずれの条文も評価することができないことから、「評価」欄には、あらかじめ「4」（その他）と記載しています。
  
- 評価において、条文改正の必要はないものの、取組の改善や新たな取組などが求められる場合は、その具体的な内容を、「評価」欄内の「評価理由」欄に、評価の理由と合わせて記入してください。  
なお、それらが京都市会における取組課題の検討素材となります。
  
- 「備考」欄には、評価及び条文改正の必要性以外のことについて、特に記入すべきことがあれば記入してください。